



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	オーストリア学派の貨幣制度論:メンガーからミーゼスへ
Author(s)	橋本, 千津子
Citation	経済學研究, 50(1), 83-99
Issue Date	2000-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32187
Type	departmental bulletin paper
File Information	50(1)_P83-99.pdf



オーストリア学派の貨幣制度論：メンガーからミーゼスへ

橋 本 千津子*

0. はじめに

本稿の課題は、オーストリア学派、とりわけメンガーからミーゼスに至る貨幣・信用制度論の変遷を、現代オーストリア学派が掲げる「フリーバンキング」構想¹⁾の観点から再検討することにある。

フリーバンキングとは、発券銀行の開業が、一般的な会社法に従うかぎり他の形態の企業と同じやり方で許可されるような制度を指す (Smith, 1936→1990, p.169)。別の面からいえば、フリーバンキングとは、(1)政府によるマネーサプライや利子率のコントロールがなく、(2)国家を後ろ盾とする中央銀行がなく、(3)商業銀行やノン・バンクに対する参入 (支店設置) 規制がなく、(4)銀行が所有する資産や負債 (その量や種類や構成比) に対する規制がなく、また、(5)公的預金保険制度がないような貨幣信用制度をいう (Selgin and White, 1994, pp.1718-19)。つまりフリーバンキングとは、「法の下での自由な貨幣信用制度」であり、その構想は、民間銀行業務に対するさまざまな裁量の規制の撤廃を要求するのみならず、通貨発行までも自由化するという主張を含んでいる。

現代オーストリア学派の一部は、こうしたフ

リーバンキング構想にもとづくきわめてユニークな貨幣信用制度論を展開しているが²⁾、その原型は、オーストリア学派の創始者であるメンガーやミーゼスの貨幣制度論にすでに示されている。本稿では、彼らの議論の変遷を追い、その特徴を明らかにすることによって、自由な貨幣信用制度を学説史的に検討することに主眼がある。わが国では、メンガーの貨幣起源論や、ミーゼスの貨幣信用論は比較的知られているが、オーストリア学派のフリーバンキング論を主題とした研究は稀であり、紹介もあまりなされていない。こうした研究状況をふまえるならば、オーストリア学派の初期に遡り、始祖メンガーとミーゼスの貨幣信用制度論を学説史的に探求することは、きわめて有益であろう。

以下では、まず、オーストリア学派の創始者であるメンガーの貨幣論を検討し、続いてミー

2) オーストリア学派によるフリーバンキング研究は、ハイエクの『貨幣発行自由化論』(Hayek, 1976→1978) が契機となって再開され、1980年代以降、その研究はいっそうの発展を遂げた (White, 1984→1995; Glasner, 1989; Dowd, 1989, 1992, 1993; Cowen and Kroszner, 1994; Horwitz, 1992; Sechrest, 1993; Selgin, 1988)。彼らは多様な主張を展開したが、二つの点で一致している。第一に、現行の金融システムに対する代替的なヴィジョンとして、民間銀行による貨幣発行を主張する点である。第二に、フリーバンキングの下では金融が不安定化するという説を否定し、金融上の諸問題は、市場の失敗というよりも政府 (すなわち統制・規制する中央銀行および行政) の失敗に帰すべきであると結論づける点である。各国のフリーバンキング期の金融史的研究については、Dowd(1992) を参照。

* 日本学術振興会特別研究員

1) 銀行券発行の自由に関する議論の歴史は、19世紀半ばの銀行学派と通貨学派の論争にさかのぼる。この論争についての現代オーストリア学派による再解釈は、White(1984→1995)、およびSmith(1936→1990)を参照。

ゼスの貨幣制度論を検討する³⁾。いずれの節においても、まず貨幣に関する思想的・理論的な基礎論を分析し、次いで、貨幣の制度構想について検討することにした。そして最後に第三節では、第二節で展開した議論全体を要約し、フリーバンキング研究の今後を展望する。

1. メンガーの貨幣信用制度論

メンガーの貨幣信用制度論から検討をはじめよう。メンガーは、貨幣を自生的に進化したものとして理解する⁴⁾。貨幣の生成論は一般に、アダム・スミスに代表されるスコットランド啓蒙、とりわけ貨幣商品説の「見えざる手説明」に遡るとされる⁵⁾。それは一方ではマルクス

に、他方ではオーストリア学派によって批判的に継承されたが、メンガーの場合、市場における商品の販売可能性の差異から貨幣の生成を説明した点で、後継によるフリーバンキング論の基礎を提供しているとみなすことができる。そこで本節では、貨幣信用制度に対するメンガーの見解を検討しつつ、これをフリーバンキング論の観点から批判的に再構成してみたい。

1-1. 貨幣の自生性

財の物質的特徴ではなく、市場で財が示す特徴に着目したメンガーは、「諸財の市場性 Marktgängigkeit の差異 (販売力 Absatzfähigkeit および通用性 Gangbarkeit のよさ⁶⁾)」という概念を導入し、貨幣の自生的発生を次のように説明した (Menger, 1871, 第8章, 1923, 第9章)。

はじめに、自己充足的な自然経済から物々交換経済に移行しつつあるような、発展途上にある市場社会を想定する⁷⁾。発生したばかりの物々交換市場においては、各人が希望する交換取引の数に比して、実際に成立する交換の組み合わせ

3) メンガーとミーゼスは貨幣信用制度と生産および資源配分の問題を十分に議論していない。こうした問題は、貨幣信用制度を論じるうえで重要であるが、検討は今後の課題としたい。

4) 初版『国民経済学原理』においてメンガーは、貨幣の起源を「自然的 naturgemäß」と表現し (Menger, 1871, p. 258, p. 261, p. 271, 訳225頁, 229頁, 238頁), 1923年の遺稿では、「自動的 automatisch」と表現している (Menger, 1923, p. 252, p. 276, 訳394頁, 423頁)。『経済学の方法』では、貨幣の成立過程を「有機的 organisch」「原生的 urwüchsig」「本源的 ursprünglich」と説明するのは不完全であり、社会制度を成員の特殊的に個人的な諸努力の無反省的な産物 (unreflectirte Ergebniss), 意図せざる結果 (unbeabsichtigte Resultante) として理解することを学んではじめて貨幣の起源を完全に理解できると述べている (Menger, 1883, pp. 177-78, 訳163頁)。ほぼ同様の内容が、メンガーのドイツ語原稿が英訳された論文 "On the Origin of Money" (Menger, 1892) に記載されており、そこでは、次のように spontaneous という言葉が使用されている。すなわち、貨幣の生成過程の本質を「有機的 organic」「本源的 primordial」「原生的 primæval」と呼ぶのは不完全な説明であり、社会的手続きの成立を「自生的な結果 spontaneous outcome」「あらかじめ熟慮されたものではない結果 unpremeditated resultant」とみなすことを学ぶことによって、われわれは貨幣の起源を完全に理解できるようになる (Menger, 1892, p. 250)。

5) White (1989, p. 34) を参照。なおメンガーは初版『原理』の注で、貨幣の正しい起源論の創始者としてジ

ョン・ローを挙げ、貴金属の貨幣としての性格について発生的に説明しようとした点を評価した (Menger, 1871, p. 258, 訳226-27頁)。

6) 1923年の遺稿による『原理』第9章「貨幣の理論」の記述 (Menger, 1923, p. 247, 訳387頁) を参照。なお、同第8章「商品の理論」においてメンガーは、「商品の販売力 Absatzfähigkeit (流通性 Gangbarkeit, 市場性 Marktgängigkeit)」 (Menger, 1923, p. 223, 訳357頁) という形で述べており、3つの概念を明確に分けずに使用している。初版『原理』ではもっぱら、「販売力 Absatzfähigkeit」を用いて説明している。なお、"On the Origin of Money" でこの語は、「saleableness」と英訳されている (Menger, 1892, p. 242)。

7) メンガーは、物々交換の発達以前に、資産賦課、献納、殺人賠償、損害賠償といった諸種の片務的給付の確定に慣例上用いられる財を貨幣とはみなさない。そのような財は、メンガーが貨幣の本質と考えた交換媒体にはなっていないからである (Menger,

わせは少ないだろう。たとえ財が豊富に供給されかつ需要されたとしても、取引の成立は、相対的にわずかな件数にとどまるだろう⁸⁾。なぜなら、市場において、自分が欲している財を供給してくれるであろう他者は、自分が供給しうる財を望んでいない可能性が高く、したがって任意の二者間で直接交換が成立することは少ないだろうからである。これはすなわち、ジェボンのいう「欲望の二重の一致」が成立することの困難である。しかもこの困難は、分業の発展や財の種類が増加するにつれて増大し、分業のさらなる進展を阻む障害ともなるだろう。

こうした困難を解決する糸口は、メンガーによれば、財の「市場性の差異」にある⁹⁾。すなわち、経済活動を行う諸個人の中から、諸財の市場性に着目し、経験や慣習や模倣を通じてそれを認識する人が現れると、彼はまず、自己の所有する財をより市場性の高い財と交換し、次いで、その市場性の高い財を必要な財と交換しようとするだろう。こうした間接交換の企てによって、彼は、交換の現実性と経済性を増大させることができる。そして多くの人々が間接交換によって利益が上がることを認識し、さらにそのような取引の仕方が慣習化するならば、市場は多くの取引を実現させることができる。そしてその過程は、人々の「合意」や「立法上の強制」がなくても成立するし、また人々が「共

同の利益」を顧慮しなくても成立するという点で、自生的な慣習を基礎とするものである。

間接交換の発展は、人々が財の「市場性の差異」を認識することによって促進される。そして最終的には、地理的・時間的な諸事情に応じて（地方ごとに、あるいは時代ごとに）、その範囲内で最も市場性に富む商品が発見されることだろう。そのような商品は、もしそれが消費されずに市場において循環しつづけるならば、一般に通用する交換媒体（流通手段）、すなわち商品貨幣（家畜貨幣・貝殻貨幣など）となることができる。ここからメンガーは、貨幣の「本質」を「一般通用交換手段」として、貨幣がもつその他の機能は、この一般通用交換手段の発展過程の中で派生的に生じる非本質的な現象とみなしたのであった¹⁰⁾。

こうしたメンガーの議論は、次のような意味で「市場」と「経済人」を前提としている¹¹⁾。すなわち、経済的利害関心に導かれた人々が、財の市場性の差異を認識し、慣習の大きな影響を受けつつ、市場における自由な商品交換を通じ商品貨幣を現出させる、という論理である。ただし、メンガーが1923年の遺稿による『経済学原理』第2版において示した商品貨幣の5類型は、たんにそうした「市場」と「経済人」のみから導かれたものではない。それらはいずれ

1923, p.243, 訳382頁)。なおボラニーは、近代的貨幣のみが「全目的」貨幣であり、初期的な社会には「特定目的」の諸貨幣が存在したとして、後者を詳しく論じている (Polanyi, 1977, pp.97-121, 訳186-227頁)。

8) 物々交換に伴う諸困難に対して、市場制度や他の多様な制度や慣習によって克服する試み（例えば、循環交換や、慣例的な小型財パッケージと大型財の交換など）がなされた。しかし、こうした補助手段で克服される諸困難はごくわずかであった (Menger, 1923, pp.243-47, 訳383-85頁)。

9) 「諸財の市場性の差異」は「すでに事物そのものの本性の中に」ある、とメンガーは述べている。詳細は、Menger (1923, p.247, 訳387頁)を参照。

10) メンガーは遺稿で貨幣の他の諸機能として次の6機能を考察している。①片務的および補充的給付の手段、②一般的支払い（清算）手段、③蓄蔵、資本形成、異なる時点・空間における資産譲渡の手段、④資本取引の媒介手段、⑤価格の指標 ⑥財の交換価値の度量基準 (Menger, 1923, pp.278-318, 訳426-72頁)。

11) メンガーは、初版『原理』と遺稿で、「die wirtschaftenden Individuum (経済人)」と表現している (Menger, 1871, pp.252-55, 訳221-22頁; 1923, p.252, 訳393頁)。なお八木によれば、晩年の欲望論においてメンガーは、経済主体の錯誤のみならず非合理的な動因を認識し、主観的な経済合理性（「経済人」）の存立基盤の問題に到達していた (Menger, 1923, 訳549頁, 訳者解説参照)。

も、一般に欲せられた財ではあるが、しかし数量が限定的で、かつ需要を満たせないものであり、またその特徴は、社会学ないし経済人類学の観点から分類されている。それらは次のようなものである (Menger, 1923, pp.249-50, 訳390-91頁)¹²⁾。

- ① 占有によって名声・権力・社会的位階があらわされる財 (家畜、奴隷、装飾品、金属、貴金属など)。
- ② 域内で生産され、かつ域内で消費される財 (武器、装飾品、穀物など)。
- ③ その財を使用する慣習が、広範かつ恒常的に存在する輸入財 (塩板、磚茶、貝殻装飾品、実用金属など)。
- ④ 社会慣習、強制関係、既存の市場関係の結果、片務的給付として提供される特定の財。例えば、族長、司祭などへの贈与や献納、殺人賠償金、婚資 (花嫁代償) に用いられる財。
- ⑤ 輸出仲買人の多様な諸財と交換可能な輸出財 (獣皮など主要産物)。

こうしたさまざまな財が商品貨幣になるということは、その高い市場性を支える需要——一般に存在する未充足の需要——が、市場以外の諸制度によっても規定されていることを意味するだろう。経済以外の理由から一般的な需要をもつ財の存在は、それが制度的・慣習的に決定されているがゆえに、その時代やその地域の人々によって広く認識されている、と考えられる。この点に力点を置くならば、メンガーは貨幣の生成に関して、純粹に経済学的な説明をしたのではなく、市場における慣習以外の慣習

や、文化的、政治的、社会的な諸制度をふまえて説明したことが理解されよう。このようにメンガーは、生成する商品貨幣の社会的文脈を理解していたと考えられる。

しかし他方でメンガーは、交易地域が拡大し、人々の先行的配慮が長期化するにつれて、財の市場性を規定する次のような4つの要素が重要になると指摘している。すなわち、①高価さ、②運搬の容易さ、③保存性の良さ、④代替可能性である。商品貨幣のなかでもとくに金属は、すぐれて高い市場性を備えており、一般に使用される交換媒体となる傾向が促進される。しかし、貨幣金属片を使用する場合、その真贋について判定したり計量したり分割することには、不便さや素材の損失などの弊害が伴う。メンガーによれば、こうした弊害の影響は、道具や人員を支配し専門知識をもつ階級と、そうではない多くの階級とのあいだで異なるという。道具や人員や情報の「非対称性」によって弊害を大きくこうむるのは、大商人や銀行家の大口取引者ではなく、一般の小口取引者である。したがって彼らは、不便な金属片よりも、便利な鑄貨形態の貨幣をより必要とするだろう。メンガーは、鑄造者が国家であれ、民間鑄造所であれ、以上のような弊害を除きうるのは鑄貨形態の貨幣であるとして、民間が鑄造する貨幣には一定の役割があることを評価している (Menger, 1923, pp.269-70, 訳415-16頁)。

このように、貨幣の生成と発展に関するメンガーの説明は、大まかに言って、社会学的・人類学的な説明から政治経済の政策的な説明へと移行している。しかしいずれにせよメンガーは、貨幣が立法上の強制や一般的合意によって成立するのではなく、「慣習」や実習や模倣や教育によって自生的に生成することを一貫して強調している¹³⁾。彼の貨幣生成論は、オーストリア学派の後継——ミーゼス、ハイエク、ロス

12) 初版『原理』でメンガーはすでに、罰収を行う財、威信財、一般に使用される財、対外市場における輸出入財などが、各時代、各地域の特殊かつ変化にさらされた経済状態に応じて多様な商品貨幣として発生したと論じているが、体系だったものではない (Menger, 1871, pp.260-71, 訳229-38頁)。

13) メンガーは初版『原理』以降、貨幣成立における「慣習 Gewöhnheit」の重要性を一貫して強調してい

バード、ホワイト等——によって発展的に継承されたが、例えば現代オーストリア学派のオドリスコルとリッツォによれば、メンガーの議論は貨幣の進化論とみなしうる¹⁴⁾。「商人たちの自由な選択とさまざまな出来事の連鎖が最終的な結果に影響を与える以上、どの財が最もすぐれた市場性をもつに至るかは、半ば歴史の偶然である。この非決定論は、進化のプロセスに特有なものである」(O'Driscoll and Rizzo, 1985→1996, p.193, 訳195頁)。このように、メンガーの貨幣論において注目すべきは、人間行為の意図した結果と意図せざる結果とを区別している点であり、またその議論の焦点を、財の物理的属性ではなく、財に対する主観的な捉え方や市場において財がもつ諸特徴においた点にある(O'Driscoll and Rizzo, 1985→1996, pp.191-93, 訳192-95頁)。

相対的に高い市場性をもつ商品が、人々の慣習的行為によってその市場性をさらに高められ、その意図せざる結果として貨幣に生成したというメンガーの説明は、市場のもつ特徴、す

なわち「自生的な慣習」と「意図せざる進化」に、その流通根拠をおいている。しかし他方でメンガーは、国家の体系的な施策によって、商品貨幣の市場性が高まると考えた¹⁵⁾。なぜだろうか。貨幣が市場に根拠をおくならば、国家による貨幣の制定や管理は、貨幣の流通根拠たりえないのではないか。次に、国家と貨幣の関係について、メンガーの議論を検討することにした。

1-2. 貨幣制度論——国家の役割を評価する 古典的金本位制——

a. 鑄貨制度論

慣習的行為によって貨幣が自生的に生成したとすれば、国家は貨幣制度に対して、どのような役割を担うのだろうか。メンガーによれば、国家や宗教などの権威が社会制度に影響を与える場合、そこには、制度の自生的発展を促進する可能性と、逆にそれを妨害する可能性の両方がある(Menger, 1923, p.254, 訳397頁)。メンガーは、法律や宗教が自生的であるように、国家も自生的な存在であるとして、国家が貨幣に対して影響を及ぼすことを認めている。また歴史認識としてメンガーは、鑄造貨幣の段階に関しては、貨幣制度をたんに自生的な発展にゆだねるだけでは、発展した国民経済における諸要求を満たせないと考える(Menger, 1923, p.274, 訳420-21頁)。つまりメンガーは、国家というものが、鑄貨の市場性を高め、貨幣制度の自生的発展を促進する点で、一定の役割を担うると評価するのである。しかも貨幣は国家による承認を通じて、その諸機能と制度を「完

る。経験、実習、模倣、教育の役割に関する記述は、第2版『原理』を参照した(Menger, 1923, p.247, p.252, 訳388頁, 394頁)。

14) 制度学派のホジソンも、進化経済学の観点からメンガーの貨幣論を分析している(Hodgson, 1993, pp.109-20)。ホジソンによれば、メンガーの貨幣生成論において、遺伝子的素材(諸個人)は変化せず、最終的に所与の形態の貨幣が出現し安定化するという、同質的で多様性に欠ける過程が記述されている。したがって、メンガーの経済進化の概念は、個体発生的である。この批判は、少なくとも鑄貨誕生以前の商品貨幣の生成論にはあてはまらない。初版『原理』でメンガーは次のように述べている。「貨幣が人間経済の自然発生的な産物として出現するというまさにそのことのために、その特別な現象形態もまたあらゆる場所あらゆる時に於いて特殊で変化にさらされた経済状態の所産であった。そのため、同一国民においても異なる時代ごとに、また同一時代においても異なる国民ごとに、異なった財が……交易のなかでの特有の地位を占めることになったのである」(Menger, 1871, p.261, 訳229頁)。

15) このように市場性を重視する議論は、貨幣の流通根拠を、貨幣が共同体の他の構成員によっても受領されるだろうという「信頼」に求めるA. ヴァグナーの主張を批判するメンガーの論拠でもある(Menger, 1923, p.255, 訳398-99頁)。

成」させるといふ¹⁶⁾。

その場合、メンガーが貨幣鑄造権を国家にゆだねる理由は次の三点にある (Menger, 1923, pp.275-76, 訳422-23頁)。第一に、経済的犠牲を払ってまで国民経済に高品質の鑄造貨幣を供給することに関心を抱くのは、国家だけであり、経験上、そうした貨幣供給を民間経済主体に期待することはできない。第二に、国家は、貨幣の変造や偽造等の犯罪行為から鑄貨制度を保護する権力をもっている。第三に、自生的な貨幣制度においては、鑄貨の重量や単位の名称等が多種多様となるために、代替可能性が損なわれて、交易に支障をきたす可能性がある。これに対して国家による貨幣制度の規制と統一化は、安定した会計単位の体系をつくりあげ、会計および支払いの制度を簡素化できるだろう¹⁷⁾。また、国家の定める貨幣によって経済における価値評価の一般化が進展すれば、経済計算の合理化や、新しい営利機会の探索などが可能になるだろう。およそ以上の三点である。このようにメンガーは、一方では貨幣の自生的生成を主張しつつ、他方では鑄造貨幣の国家管理を擁護する¹⁸⁾。

ただしメンガーは、彼が国家的施策のひとつ

とみなす貨幣の強制通用力を、全面的に肯定したわけではない。1923年の遺稿における強制通用力をめぐる議論では、国家の鑄貨・紙幣発行券の濫用を戒め¹⁹⁾、それを補助する強制通用力を批判している。「強制通用力は、……鑄貨・紙幣発行権の濫用によって、病的状態に陥った貨幣種類を司法高権の濫用によって交易におしつけ、交易にとどめるための手段なのであって、大部分の場合には、貨幣制度を病的な状態に陥らせた政府の行為を補完し援助する措置」であり、「貨幣は、実際に通例、万人によって自由意志で(強制通用なしに)交易における支払いとして受領される度合いが高くなればなるほど、ますます完全な貨幣となる」(Menger, 1923, pp.323-34, 訳479-80頁)。つまり貨幣の強制通用力は、それ自体としては弊害であるが、他の大きな弊害を除去したり予防したりする必要がある場合に限って、正当なものと認められるのである。メンガーによれば、「強制通用力の原則的排斥は、その原則的要求と同じく誤謬である」が、しかし「どちらかといえば、その排斥の方がその含んでいる誤りは小さいように思われる」(Menger, 1923, p.324, 訳480-81頁)。なぜなら、強制通用力を原則的に擁護することは、例外的に有用な事態を一般的な通則とみなし、そればかりか例外的事態を一般法則にまで高めている点で、誤りを多く含んでいるからである。これに対して強制通用力に原則的な反対を示すことは、(正当化できる例外を有す) 実際の経済政策の通則を、例外なき法則に一般化しているにすぎない。実際、後のオーストリア学派はこの「強制通用力の原則的排

16) 『原理』初版においてもすでに、国家の役割が認められている (Menger, 1871, p.260, p.283, 訳227-28頁, 250頁)。

17) 方策として、(1)同一種類の鑄貨における個々の純度・重量のある程度の偏差にかかわらず、一定限度内で同等の法的支払い効力を付与すること、(2)鑄貨の含有金属比率等の制定によって、さまざまな金属からつくられた鑄貨の支払い効力を確定すること、そして(3)交換・両替義務の引き受け、国庫通用、強制通用力の付与によって実質価値より高い額面の補助通貨と他の鑄貨との交換比率を維持することが、あげられている (Menger, 1923, p.277, 訳425頁)。

18) ハイエクは、国家による貨幣鑄造が果たす役割を限定的に認めつつも、国家による悪鑄とその結果としてのインフレーションの害を強調し、さらに望ましい貨幣の発見を妨げているとして、貨幣鑄造権の国家独占を批判した (Hayek, 1976→1978, p.23, pp.29-30, 訳10頁, 21-22頁)。また、ロスバード

やホワイットも民間による貨幣鑄造を擁護している (Rothbard, 1963→1990, pp.26-29; White, 1989, pp.178-79)。

19) 『原理』初版においても、国家による鑄造権の濫用が指摘されている (Menger, 1871, p.283, 訳250頁)。

斥」という見解を政策的に支持するが、それは、貨幣の強制通用力に関するメンガーの認識を原理的に継承したものであると言える。

b. 貨幣信用制度論

以上のような鑄貨制度論から、メンガーはどのような貨幣信用制度を構想するのだろうか。メンガーは当時の時代状況をふまえて、不換紙幣よりも有用金属に兌換可能な商品貨幣を擁護するという立場を取ったが²⁰⁾、それは彼が、不換紙幣制度の国際的普及を見ることなく世を去ったからでもあろう。メンガーによれば、高度に発展した交易の下で、人々が貨幣を単なる表章とみなす場合においても、貨幣の交換能力は確かに慣習の力によって保証されている。しかし初版『原理』において、貨幣の有用金属としての性格がなくなれば、「貨幣の交換能力も、その背後にあった慣習もろとも、すぐさま消失することは明白である」と主張した(Menger, 1871, p. 259, 訳228頁)。つまりメンガーは、貨幣の流通根拠を慣習に置きながらも、そうした慣習が成立する根拠として、有用金属の価値を重視していたのであった。

しかしメンガーは結局、貨幣信用制度論を完成することができず、1923年の遺稿において、二つの異なる貨幣信用制度をわずかに記述しているにすぎない。その一つは、国家や国家連合による統制的な貨幣制度を容認するものである。すなわちメンガーは、国家や国際的な規制のもつ困難と危険を認識しながらも、貨幣、とりわけ証券貨幣の流通量を規制することによって価値の安定した流通手段を創出する企ては、理論的にも実際的にも不可能ではないと述べて

いる(Menger, 1923, pp. 308-09, 訳461 - 62頁)。このようなメンガーの国定鑄貨と統制的貨幣信用制度を支持する主張は、自生的な生成を国家にも認めるという歴史認識に立脚しているとも考えられる²¹⁾。

他方でメンガーは、これと正反対に、自由放任的な貨幣信用制度を評価している(Menger, 1923, pp. 329-31, 訳486 - 89頁)。一国民経済における諸発券銀行(die Zettelbanken)は、経験上、金属準備を超える量の兌換銀行券、すなわち、鑄貨と同様に流通する証券貨幣を発行してきたのであり、兌換銀行券は、鑄貨の一部を代替することができる²²⁾。発券銀行は、手形割引などの信用業務と発券業務によって、流通手段(鑄貨と証券貨幣)に対する需要の変化に適合するよう銀行券を弾力的に発行することができるが、貨幣流通量や流通手段の総需要に対しては、間接的に影響をおよぼすのみである。これに対して、預金銀行や貯蓄銀行は、現金(鑄貨と銀行券と国庫証券)を節約し、貨幣の流通を増加させる機能を果たし、通常の業務においては、これまでの経験にもとづき、預金総額に比べて少ない現金を手元に残し、自由処分権を得た現金を信用業務に充当することができる。このようにメンガーは、自発的な準備に

20) この見解は『原理』初版の注において、貨幣がたんなる価値表章となる過程を述べたオープンハイムに対する批判のなかで示されている(Menger, 1871, pp. 259-60, 訳228頁)。

21) メンガーによれば、貨幣、言語、慣習、法に加えて、国家も「個人的な利益のための諸努力の意図されない結果」として形成された(Menger, 1883, pp. 179-80, 訳164 - 65頁)。メンガーは、国家(政府)を自生的秩序に含まれるものとして解釈したが、これに対してハイエクは、両者を対立的に捉え、経済秩序に対する国家不介入の論理を導いた(池田 1996, 42 - 48頁)。ハイエクをはじめとする現代オーストリア学派の多くは、中央銀行が国家の意図と計画によって成立したとみなしており、その自生性を否定している(Smith, 1936→1990, p. 169; Rothbard, 1963→1990, p. 72; White, 1989, pp. 71-72; Selgin, 1996, pp. 79-84)。

22) 鑄貨を代替する証券貨幣としてメンガーが兌換銀行券のほかにあげているのは国庫証券である(Menger, 1923, p. 330, 訳487頁)。

もとづく民間銀行による兌換銀行券の発行と預金業務を、貨幣信用制度の中に肯定的に位置づけている。後のオーストリア学派は、メンガーの貨幣信用制度論におけるこの後者の議論を継承するものであるといえるだろう。

以上の検討から、メンガーの貨幣生成論は、多様な商品貨幣の自生的な生成過程を強調する点で、現代オーストリア学派が唱導するフリーバンキング論を基礎づけるものであることが理解されよう。ただし鑄貨制度に関してメンガーは、国民国家の体系的な施策が鑄貨制度の完成に果たす役割を重視しており、信用制度に対しても国家の介入を認める記述がみられる。しかし他方でメンガーは、貨幣の強制通用力について、それが実際に有用であることを認めつつ、理念的には反対している。また他方では、民間銀行による兌換銀行券発行および預金業務を評価している記述もある。こうした主張を積極的に解釈するならば、メンガーにおける貨幣制度論は、自由主義的な方向を持つものであり、その理論は後のオーストリア学派におけるフリーバンキング論の知的源泉を提供したということが、学説史的に理解されるだろう。

2. ミーゼスの貨幣信用制度論

前節で論じたメンガーの貨幣論は、オーストリア学派の第三世代に当たるルドヴィッヒ・フォン・ミーゼスによって発展的に継承された。ミーゼスは当初、古典的な金本位制度の下で、民間銀行の預金を含めた全流通手段の新規発行に、100%の金準備を課すという貨幣制度を構想したが、しかし主著である『ヒューマン・アクション』においては、古典的金本位制度を擁護する一方で、フリーバンキング制度を支持する方向へと主張を転回した。以下ではミーゼスの主張を追いつながりながら、オーストリア学派におけるフリーバンキング論の継承を再構成してみたい。

2-1. 貨幣の自生性

ミーゼスはメンガーの貨幣論に依拠しつつ、貨幣が財・サービスの自由交換において生成することを論じている(Mises, 1912→1924, pp. 1-6, 訳3-8頁)。直接交換は、分業の発展や欲望の分化に伴い、ますます困難となるが、そのような交換過程において諸個人は、最終的な交換目的を達成するために、自分の財をより市場性 *Marktgängigkeit* (ないし販路性 *Absatzfähigkeit*) の高い財と間接的に交換しようとするだろう。間接交換の過程において、当初はいくつかの種類の商品が一般的な交換手段として同時に使用されるだろう。これらの商品の中からより市場性の高い商品が交換手段として選択されるようになり、こうした「交換取引に関与する者の慣習 *Übung*」(Mises, 1912→1924, p. 35, 訳37頁)によって、最も市場性の高い商品が唯一の一般的な交換手段となるだろう²³⁾。貨幣とは、そのような過程で生じた一般的交換手段であり、歴史的には金である²⁴⁾。金は、人類の超国家的な経済社会の貨幣であり、一国家による管理を超えた、自生的でダイナミックな性質をもっている(Mises, 1949→1966, p. 475, 訳492頁)。

ミーゼスによれば、人間の行為と不断の変化

23) ただしその後の『ヒューマン・アクション』では、慣習ではなく、行動の一般化と表現されている。「重要なのは、人は……交換行為において、相手に与えるために財を獲得することである。人々のこのような行動が、ある財を交換手段にし、もしこのような行動が特定の行動について一般的になれば、それを貨幣にするのである」(Mises, 1949→1966, p. 407, 訳427頁)。

24) ミーゼスは狭義の貨幣を、物品貨幣・信用貨幣・表象貨幣(Mises, 1912→1924, pp. 35-36, 訳37-39頁)、あるいは商品貨幣・信用貨幣・名目貨幣(Mises, 1949→1966, pp. 428-29, 訳448-49頁)の三つに分類している。

が存在する世界において、経済システムは硬直的でありえない。このことは貨幣についても当てはまる。人々は不確実性²⁵⁾に対処するために貨幣を保有するが、しかしその貨幣自身が、生産や分配や貨幣関係などの変化をもたらす要因でもある。商品と貨幣の領域に生じた変化は、相互に影響を及ぼしあう。したがって、そもそも中立的で不変の購買力をもつ貨幣というものは存在せず、そのような貨幣を供給することは不可能である。貨幣の中立性を保つことを理想とする立場は、経済の定常（静止）状態が運動状態よりも完全であるという均衡論的市場観に基づいている²⁶⁾。しかし経済の現実とは動的なものであり、つねに自生的な変化に晒されているのだから、貨幣も必然的に不完全なものにとどまらざるを得ない、というのがミーゼスの基本的見解である（Mises, 1949→1966, p.416-19, 訳436-39頁）。

こうした見解を敷衍するためにミーゼスは、流通手段の発行が信用膨張の源泉であると認識し、メンガーが十分に論じなかった信用論を展開して²⁷⁾、自由な貨幣信用制度を具体的に模索した。流通手段とは、貨幣代用物の一種である。「貨幣代用物」とは、いつでも支払われる確実な貨幣に対する債権（請求権）であり、具体的

には、狭義の貨幣との交換性を保証された銀行券、当座預金、補助貨幣などである²⁸⁾（Mises, 1912→1924, pp.23-33, 訳25-35頁, 1949→1966, 訳452-53頁）。これら貨幣代用物のうち、債務者が支払い準備金を100%維持している部分を「貨幣証券」、準備金の裏づけがない部分を「流通手段」とミーゼスは定義する。流通手段の発行によって銀行は、自身が保有する資金と預金の総額を超えて貸し付ける、すなわち流通信用を供与することが可能となる²⁹⁾。流通手段銀行とは、銀行券発行独占権をもつ中央銀行と、発行権をもたない民間銀行の双方で構成されている（Mises, 1912→1924, p.333, 訳344-45頁）。こうした流通手段の発行によって、貨幣経済は動的なプロセスを生み出している。この点を明らかにしたのが、『貨幣および流通手段の理論』であった。

2-2. 貨幣制度論——古典的金本位制の擁護——

a. 古典的金本位制への回帰

以上のような貨幣論に基づいて、ミーゼスは具体的にどのような貨幣制度を構想するのだろうか。『貨幣および流通手段の理論』においてミーゼスは、信用貨幣や表象貨幣制度の下では国家が貨幣価値に影響を及ぼしうる点を強調する（Mises, 1912→1924, p.203, 訳210頁）³⁰⁾。特にミーゼスが批判する政策は、インフレーション主義である（Mises, 1912→1924, pp.203

25) ミーゼスによれば、十分に知られていない自然現象と人間の選択行為という予測不可能な二つの領域に関するわれわれの無知が、すべての人間行為に不確実性の影を落としている（Mises, 1949→1966, p.105, 訳128頁）。

26) 静止状態についての詳しい叙述は、Mises (1949→1966, pp.244-50, 訳271-77頁)を参照。ここでミーゼスは、未来の静止状態である最終的静止状態と、データの変化と時間の要素を排除した均衡循環経済（通常の用語では、静学的経済ないし静学的均衡）という二つの仮構に批判的吟味を加えている。均衡循環経済においては、いかなる行為も、交換手段としての貨幣も存在しない。ただ実現しえない中立貨幣が想定されているのみである。

27) ミーゼスは、流通手段の過剰発行が恐慌に至る過程を独自の景気循環論によって説明した。Mises, 1912→1924, pp.347-75, 訳358-85頁, 1949→1966, pp.538-86, 訳552-97頁を参照。

28) ミーゼスによれば、手形は貨幣の完全な代用物たりえず、流通手段に含められない（Mises, 1912→1924, pp.289-90, 訳302-03頁）。

29) 流通手段の発行で供与するのが「流通信用」であり、貨幣証券のそれは「物的信用」（ないし「商品信用」）である（Mises, 1912→1924, p.268, 訳281頁, 1949→1966, pp.433-34, 訳453頁）。

30) 政策手段は粗雑で成功の程度はあらかじめ見極められないが、実行は容易であり効果は激烈である（Mises, 1912→1924, p.203, 訳210頁）。

-25, 訳211 - 34頁)³¹⁾。ミーゼスの考える理想的な近代貨幣とは、恣意的な人間の干渉から独立した金属貨幣であり、それはとりわけ金である。

古典的金本位制は、なるほど貨幣価値の永続的維持という理想を実現しないとしても、流通手段銀行（中央銀行および民間銀行）に兌換義務を課すことによって、流通信用の膨張を抑制することができる。言い換えれば金本位制は、国家による恣意的な貨幣政策を免れ、インフレ政策による人々からの搾取という国家の不当なふるまいを抑制することができる。ミーゼスによれば、金本位制によって金の供給増加を金生産の収益性に依存させるならば、貨幣の購買力の決定は、政党や圧力団体の野心や主義の変化から切り離され、したがって、国家によってこうむる貨幣価値の変動（インフレーション）を除去することができる。このような理由からミーゼスは、一貫して古典的な金本位制を支持している³²⁾。

ミーゼスの金本位制擁護論を当時の状況に即して見た場合、それは、「金核本位制」から「古典的金本位制」への復帰を提唱するものであったということが重要である。ここでミーゼスは、原理的な問題を主題にしたメンガーと異なり、時代の文脈に則して極めて具体的な政策案

を提示している³³⁾。「金核本位制 Goldkernwährung」とは、国内においては金貨流通を認めずに、兌換銀行券および補助貨幣の流通のみを認めるシステムである。金核本位制は、正貨準備の内容によって次の2種類に分類できる。それは、金地金を保有する金地金本位制と、金および金為替（金に兌換しうる他国の通貨）を保有する金為替本位制である。

第一次世界大戦を経て、古典的金本位制は、金地金本位制、金為替本位制へと移行していった。ミーゼスが金核本位制の中でも特に金為替本位制を批判する³⁴⁾。その最大の理由は、金為替本位制の下では、少数の金保有国の政治家が恣意的に金の価格を変動させることができるという点にある（Mises, 1912→1924, p.403, 訳413頁）。国家が自らの利益のために金核本位制を採用するならば、貨幣制度はもはや、政府の干渉から独立ではなくなるだろう。政策上の恣意性を認める金核本位制が普及するならば、それにつづいて今度は、貨幣政策をまったく恣意的に運営できるような、表象貨幣本位制への移行が画策されるであろう。

ミーゼスはここに、貨幣政策上の国家主義的企てを見てとる。国家が金の流通を制限する理由は、人々を紙幣に依存させつつ、紙幣の増刷（インフレ政策）によって財源を得ることができるからである³⁵⁾。国家はそのような政策によって、戦争資金を蓄積することができるだろ

31) オーストリアではドイツより2, 3年早くインフレーションを経験したが、ハイエクにとってそのインフレーションのメカニズムを教えてくれた唯一の人物は、ミーゼスであった（Kresge and Wenar, 1994, p.70, 訳55 - 56頁）。ミーゼスが一貫して、政策インフレーションを引き起こす恣意的な金融政策と、それを可能にする貨幣制度を批判し、代替案として古典的金本位制を支持しつづけた原因の一つは、インフレーションの実体験に求めることができるだろう。

32) ミーゼスのこの立場は、1953年に加筆された第4部（Mises, 1912→1980, pp.480-82）や、『ヒューマン・アクション』（Mises, 1949→1966, pp.471-76, 訳488 - 93頁）においても主張されている。

33) 通貨安定化のために大蔵大臣への就任を要請されるだろうと期待していたミーゼスは、いつでもその職がこなせるよう準備をしていたということ（Kresge and Wenar, 1994, p.70, 訳56頁）も、一つの大きな要因であろう。

34) ミーゼスによれば、各国に金準備を義務付ける金地金本位制は、将来の貨幣制度として考慮するに値する（Mises, 1912→1924, p.417, 訳428頁）。

35) 戦中戦後における政府は、民衆の政治的支持を失わないために、公債や徴税よりも紙幣増刷によって財源を得る傾向にある。Mises (1912→1924, pp.205-08, 訳213 - 15頁) 参照。

う。来るべき大戦に備えて、人々を紙幣に依存させ、金貨を使用する習慣を捨てさせることは、当時の国家にとって得策だったに違いない (Mises, 1912→1924, p. 404, 訳415頁)。しかしこれは明らかに、国家による人民の搾取である。ミーゼスが『ヒューマン・アクション』においてなお古典的金本位制への回帰を主張したのも、それが銀行政策や貨幣制度に対する政治的介入を最も抑制し、政策インフレーションの多くを回避しうる制度であると考えたからであった³⁶⁾ (Mises, 1949→1966, pp. 473-75, 訳490-92頁)。

しかし実際のところ、古典的な金本位制へ復帰できたとしても、金を貨幣として使用することに困難が伴うのは事実である。それは例えば、金価格の騰貴や商品価格の下落をもたらすだろうし、その結果として不景気や利子の高騰を引き起こすだろう。こうした理由からミーゼスは、金本位制への復帰が非難されとも予想している (Mises, 1912→1924, p. 404, 訳414頁)。

また金本位制には次のような別の問題もある。すなわち、物価の決定は、金生産の変動というコントロール不可能な要因に晒される以上、金＝貨幣の価値尺度機能は、不安定になるという点である。さらに、古典的金本位制の下でも、大国によって金価格を操作することができるかもしれない。しかしミーゼスは、政府の政策が間接的に金の購買力に影響を与えることを認めた上で、金本位制の経験が示すところによれば、購買力の変化は経済計算を無益にする

ほどではなく、企業経営上の実際的目的のために極めてよく役に立ったと評価する (Mises, 1949→1966, p. 425, 訳445頁)³⁷⁾。これに対して、金本位制に代えて人々が購買力を操作しようとしても、そのような方法は、金本位制に比べて必然的に恣意的であらざるをえない。それは必然的に統治者の個人的価値判断に依存し、常に一部の利益を促進するために他のグループを犠牲にする以上、公共の福祉には役立たない (Mises, 1949→1966, p. 422, 訳441頁)。また、通貨操作のいわゆる客観的「科学的」尺度を発見するために推奨されている方法はみな、購買力の変動が「計測」可能という幻想にもとづくものにすぎない (Mises, 1949→1966, p. 474, 訳491頁)。貨幣の購買力の安定性とその価値尺度機能は、必然的に不完全であるのだが、このことを承認するならば、古典的金本位制のほうが、その機能を自由主義的(非恣意的)に満たす点ですぐれているといえることができるだろう。

b. 2つの制度構想——統制から自由へ——

このようにミーゼスは、一貫して古典的な金本位制度を支持しているが、しかし具体的な信用制度案については、その見解を変化させている。次に、この点を検討することを通じて、ミーゼスにおける二つの制度構想を摘出してみよう。

第1次世界大戦前夜に初版、戦後に第2版が出版された『貨幣および流通手段の理論』においてミーゼスは、フリーバンキングの利点を認めつつも、実践的な提案としてはこれを支持せず、通貨学派を批判的に継承する政策を示して

36) 第2次世界大戦後、ミーゼスにとって批判すべき主たるインフレーション政策は、戦時政策から完全雇用政策へと変化した。第二次世界大戦後の先進諸国は、公共政策や福祉政策のために財政規模を拡大していったが、景気を刺激する金融政策の他に、こうした財政政策に対してもミーゼスは批判している (Mises, 1949→1966, p. 776, 訳782頁, pp. 833-54, 訳837-57頁, 1912→1980, p. 483)。

37) そもそも安定的な購買力をもった貨幣は存在しないから、経済計算は完全ではありえず、これらの欠点がない経済計算の方法を提案したり、貨幣制度を考案したりすることは、誰にもできない (Mises, 1949→1966, p. 425, 訳444頁)。

いる。

ピール条例の基礎を提供した通貨学派は、金で100%準備されていない銀行券の発行限度を規制することによって、周期的恐慌を阻止しようとした。しかしミーゼスによれば、金準備のない銀行券の発行は、強制的に制約しなくても、おのずと抑制される。流通手段の過剰発行は、世界中の流通手段銀行が統一的に行動するときのみ起こりうる。というのも、一国内において、兌換銀行券および預金を扱う流通手段銀行の拡張的な行動は、金の国外流出によって制約されるからである。また、流通手段銀行による世界的な信用膨張が実現する可能性は、諸国家で発券銀行制度が独占化されることによって本質的に容易になってしまう。このようにミーゼスは、中央銀行制度のもつ欠点を指摘し、フリーバンキング制度を評価している (Mises, 1912→1924, 訳418 - 420頁)。

しかしミーゼスは、当時のドイツにおける貨幣信用制度崩壊を例にあげ、フリーバンキング制度の実行可能性には悲観的見解を述べている。ミーゼスによれば、第一次世界大戦前の欧州で、仮にフリーバンキング制度が満足に機能していたとしても、大戦勃発後にはもはや、フリーバンキング制度は維持できなかったであろう。「発券銀行制度の国家的統制によって得られる経験は、かつての銀行自由についての経験に比し、比較を絶するほど不利なもの」であり、政府は、自己の権力を考えうるかぎり最悪に使用して貨幣価値に影響を及ぼした (Mises, 1912→1924, p.406, 訳416 - 17頁) が、このような事態をフリーバンキング制度が回避しえたわけではない。というのも、ひとたび戦争が起これば、世論が国家主義に正当性を与え、政府のインフレ政策³⁸⁾は避けられなくなるからである (Mises, 1912→1924, p.406-07, 訳417 - 18

頁)。「特殊的には発券銀行、一般的には流通手段銀行の集中化、独占化および国家的監督のために挙げられる理由はまったく根拠のないもの」だが、これらは財政的戦争準備の動機によって正当化されてしまう (Mises, 1912→1924, p.408, 訳418頁)。このようにミーゼスは、戦争イデオロギーや国家イデオロギーを纏った世論が政府に大きな権力を与える状況においては、自由な銀行制度が存続しえず、したがってインフレーション政策を防ぐことはできないと結論する。

そこでミーゼスは、通貨学派を批判的に継承することによって、ピール条例をいっそう完全に実現するような貨幣信用制度を構想する。ミーゼスはまず、通貨学派を継承し、政府による貨幣制度のインフレーション主義的濫用と銀行による流通手段の拡張に対して、制限を設けることが必要であると考えた。ミーゼスによれば、通貨学派が犯した最大の誤謬は、銀行券と当座勘定との本質的類似性を認めなかった点にある (Mises, 1912→1924, p.378, 訳388頁)。銀行券も当座勘定も、どちらも流通手段である以上、当座勘定の形態で発行される流通手段の新規発行を法的に禁止することは妥当である (Mises, 1912→1924, p.418, 訳428頁)。すなわち、当座勘定の新規増加分は、100%の支払い準備を維持しなければならないということである。

しかし後にミーゼスは、『ヒューマン・アクション』において、兌換銀行券の自由発行にもとづくフリーバンキング制度を支持する立場を表明している³⁹⁾。それは、通貨学派に対する次の新たな批判に表れている。通貨学派の第一の

政資金を調達できる。この銀行貸付けは、現金支払い義務の停止と銀行券の強制流通によって実行可能となる (Mises, 1912→1924, p.407, 訳418頁)。

38) 具体的には、国家が紙幣を発行しなくとも、銀行に対して国家への貸付け義務を課すことによって、財

39) ミーゼスが提示したフリーバンキングの構想は、フリードマン (Friedman, 1959, pp.68-70, 訳122 - 24頁) の100%準備通貨論と同一の基盤に立つ。

誤謬は、「正貨準備を超える銀行券発行に厳格な制限を加えることが唯一の策ではないことがまったく分からず、フリーバンキングという考えには思いが至らなかったことである」(Mises, 1949→1966, p. 440, 訳459頁)。通貨学派の理論を論理的につきつめると、貨幣代用物(銀行券と要求払預金)の総額に対して、100%の準備金維持を法律によって全銀行に強制することになる。しかし、たとえ100%準備制度が純粋な金本位制の下で採用されたとしても、銀行業に対するあらゆる政府干渉に特有な欠点を、完全に除去することはできない(Mises, 1949→1966, p. 443, 訳461頁)⁴⁰⁾。

こうしてミーゼスは、フリーバンキング制度こそが信用膨張に固有な危険を防止しうる唯一の方法であると主張するに至る(Mises, 1949→1966, p. 442-43, 訳461-62頁)⁴¹⁾。もし、特別な法律の下で銀行が特権をもった機関として存続するならば、政府はいつでも、銀行を財政目的に使用することができるだろう。これに対

して、銀行が契約条項を完全に順守し、すべての義務を履行するように、商法と民法の一般的な規則の下におくならば、銀行は政府の不当な権力から自由に運営されるだろう⁴²⁾。なるほど、きわめて狭い範囲内では、緩慢な信用膨張が生じるのは確かである。しかし過度の信用膨張を行った銀行は、発行した兌換銀行券の価値低下や取り付け、あるいは破産といった事態に直面するだろうし、その信用を縮小せざるを得ないだろう。このような事態が予期されるならば、各銀行による信用膨張は生じず、恐慌や不況といった事態をもたらすことはないだろう。

では、部分準備のフリーバンキングの下で、民間銀行に発行された兌換銀行券が貨幣の代用物として通用する場合の根拠は何か。ミーゼスによれば、兌換銀行券を貨幣代用物にするのは、それぞれの発券銀行に備わる特有な「のれん(good will)」である(Mises, 1949→1966, p. 445, 訳463頁)⁴³⁾。「のれん」とは、「ビジネスが過去の業績によって獲得した名声」であり、また、これまでの水準が将来も維持されるだろうという期待を意味している。人々は、自らの選択に関係するすべての分野で専門的知識を獲得することができないため、のれんに基づいて行為を決定する(Mises, 1949→1966,

フリードマンによれば、貨幣価値の安定を図るためには、貨幣供給を安定させなければならず、そのためには現金通貨と決済性の預金の発行条件を等しくしなければならない。その方策とは、現金通貨の発行条件を決済性預金の条件に合致させるか、あるいは逆に、決済性預金の創造条件を現金通貨の発行条件に合致させるかである。具体的な制度構想としては、前者がフリーバンキングであり、後者が100%準備通貨制度である。フリードマンは後者を支持している。

40) 干渉主義の弊害については、Mises (1949→1966, pp. 732-36, pp. 780-85, 訳741-44頁, 786-90頁)を参照。

41) 侵略的ナショナリズムや統制的な経済政策は、移民障壁に対する戦いや貿易戦争を生み出すが、これに対して自由主義は、平和共存を可能にする(Mises, 1949→1966, pp. 821-32, 訳825-36頁)。ミーゼスはこのように、『ヒューマン・アクション』に至って、自由主義の下では戦争イデオロギーや国家イデオロギーが問題にならない、とみなすようになったのであろう。

42) ただしミーゼスは、民間による正貨鑄造を認めるとは述べていない。ミーゼスによれば、自由主義政府のもとでは、健全な通貨制度の確立がめざされていた。すなわち、政府の貨幣に関する活動の目標は、人々が行動によって貨幣と定めた交換手段(すなわち金)の使用を促進し、簡素化すること限定されていた。国家による造幣特権は廃止されなかったが、人々は造幣局で金地金を本位貨幣に鑄造する権利をもっていた(Mises, 1949→1966, pp. 780-83, 訳786-89頁)。

43) ホーヴィッツは、フリーバンキング制度における商標名(Brand Names)の役割とその重要性について、それが企業に関する知識や消費者の信頼を反映する「理念型」であると論じている(Horwitz, 1992, pp. 121-24)。

p.379, 訳400頁)⁴⁴⁾。遅滞なく無料で兌換する銀行の能力や準備率に疑念があれば、のれんは損なわれ、兌換銀行券の信用は失われるだろう。そのような兌換銀行券は手放され、また、割り引かれて取引されるようになるだろう。疑わしい兌換銀行券は発券銀行に還流し、その銀行のみが額面どおりに兌換銀行券を兌換しなければならなくなるだろう。こうして、貨幣の過剰な発行は、自生的に抑制されるとミーゼスは考える。

このような「のれん」が損なわれた場合に備え、民間銀行に対しては、一定の準備率を法的に課すべきだという見解もある。しかしミーゼスは、これに対して次のような否定的な見解を述べている。すなわち、法定準備率を維持するよう強制することは、流通手段と流通信用の増大を制限するかぎり有効であるが、信用の喪失、銀行券の即時兌換、および、預金の即時支払いに対する防衛をめざしているかぎり、無益である。というのも、顧客の一部が銀行に対する信用を失うと、その銀行はすべての顧客の信用を失い、流通手段を発行して流通信用を与えた銀行は、その債務を履行できなくなるからである。これは流通手段を発行し、流通信用を与える事業の本質的な弱点であり、どのような支払い準備金政策や法定準備率であろうと、これを克服することはできない (Mises, 1949→1966, p.439, 訳458頁)。つまりミーゼスによれば、法的な制限を課しても、流通手段発行に

伴う銀行の脆弱性は除去できないから、そのような法的措置は有効ではないというわけである。金本位制にもとづくフリーバンキング制度の下では、銀行業は、商法と民法の一般的規則の下におかれ、兌換義務のみを負う。自発的準備にもとづく銀行の信用膨張は、そうした行動の不可避の結果である発行銀行券の還流、価値低下、取り付け、破産の可能性が生み出す市場規律によって防止できる。用心深い銀行は、財政状態に関する情報をすべて公開し、「のれん」を維持するために努力をおこたらないだろう。

では、政府による貨幣管理をやめてフリーバンキング制度に移行した場合、どのような問題が発生すると考えられるだろうか。ミーゼスが考察している問題の一つは、銀行間のカルテルである。前述したように、「のれん」の維持が銀行の死命を決すると考えるミーゼスは、銀行が自行より劣ったのれんをもつ銀行と共謀して無制限に銀行券を発行することはない、と想定する。「銀行の最も貴重な資産は評判である。その完全な信頼性と支払い能力に関して疑惑が生まれるや否や、銀行は破産せざるをえない。定評のある銀行がその商号をのれんの劣った銀行の商号と結びつけることは、自殺行為であろう。自由銀行制度の下で、銀行のカルテルは、その国の銀行制度を破壊するだけでなく、どの銀行の利益にもならないであろう」 (Mises, 1949→1966, p.447, 訳465 - 66頁)。もうひとつの問題は、定評のある銀行の多くが信用膨張を積極的に行わず、保守的な貸出政策をとることに対する非難である。しかし、ミーゼスによれば、そうした保守的な政策こそが、フリーバンキングの下で銀行経営を遂行するために最重要かつ最高の原則である (Mises, 1949→1966, p.447, 訳466頁)。

18世紀のフランスにおいて自由の擁護者たちが掲げたスローガンは、「我をしてなさしめよ、我々をして行かせしめよ (laissez faire, laissez passer)」であった。ミーゼスにとって、「レッセ・フェールか反レッセ・フェールか」とい

44) のれんに反映されているのは、正確な知識ばかりではない。「のれんが、現実の業績やメリットに基づいていようと、想像や誤った観念の産物にすぎなかろうと、問題ではない。人間行為において大切なのは、全知である存在からみた場合の真実ではなく、誤りやすい人々の意見である……真実の状態に関する知識の代りに人間に対する信頼に依存することは完全には避けられない」 (Mises, 1949→1966, p.379, 訳400頁)。

う問題は、自動作用か意識的計画か、無計画か計画かという類の問題ではない。自由に関する問題の真相は、「誰の計画か、である。社会の一人一人が自分の為に計画すべきか、それとも情け深い政府のみが全員のために計画すべきか。論点は、……自由か政府の全能か、である」(Mises, 1949→1966, p. 731, 訳739頁)。このように、金本位制とフリーバンキング制度を支持するミーゼスの議論の背後には、個人の自由を尊重し、政府の干渉主義を批判するという彼の自由主義思想が一貫して貫かれている。

以上において、ミーゼスの貨幣信用制度論を検討した。ミーゼスによれば、貨幣は自由な市場における交換過程を通じて、人々の意図せざる行動の結果として自生的に生成する。そして歴史的には、貨幣制度は古典的金本位制に至るのであり、この制度は自由という観点から支持することができる。しかしその場合、ミーゼスは金本位制度の下で、二つの銀行制度構想を抱いていた。一つは、中央銀行および民間銀行の双方が発行する流通手段の量を、ルールによって規制するという構想である。もう一つは、民間銀行に発券業務をゆだねるような、フリーバンキングの構想である。両者はともに、国家の恣意的な貨幣政策によるインフレーションを防ぎ、また、民間銀行による信用膨張を制約するための方策として、打ち出されている。その場合、後者のフリーバンキング構想は、銀行業の自由な進化を促し、自生的に貨幣供給量を安定させる点で、自由主義の構想を押し進めたものである(Mises, 1949→1966, pp. 440-41, 訳459頁)。この点においてミーゼスの貨幣信用制度論は、現代オーストリア学派のフリーバンキング論に大きな影響を与え、継承されている⁴⁵⁾。

3. おわりに

本論文では、メンガーからミーゼスに至る貨幣信用制度論の変遷を、現代オーストリア学派が掲げる「フリーバンキング」構想の観点から再構成しつつ、学説史的な検討を試みた。メンガーの貨幣生成論は、オーストリア学派におけるフリーバンキング論の基礎をなしているが、しかし彼の国家観は、後継のオーストリア学派とは大きく異なり、貨幣制度が国家の施策によって完成するとみなされている。その場合、メンガーは国家権力を抑制する法的枠組みを重視し、自由主義的な方向で貨幣制度を展望していた点が重要である。これに対してミーゼスは、主著『ヒューマン・アクション』において、フリーバンキング制度の構想を明確に提示している。それは、彼が一貫して主張し続けた、古典的金本位制度の下で展開されるべき、「準備率を課さない自由な発券銀行制度」の具体的な提案であり、そこにおいて銀行券は、金および「のれん」に表される発券銀行に対する信用に基づいて、自由に発行される。この構想は、政府の恣意的な政策（とりわけインフレーション政策）を抑制する意図をもつものであり、その理念は、現代のオーストリア学派におけるフリーバンキング論の、一つの原型をなしていると言えるだろう。

以上の検討から、メンガーとミーゼスの二人の議論に、現代オーストリア学派のフリーバンキング論者が抱く問題意識、制度観、貨幣制度構想の特徴のいくつか、すでに示されていることが明らかになった。本論文の意義は、メン

古典的金本位制の下で、兌換銀行券および要求払い預金に100%準備を義務づけるフリーバンキング制度を提唱しているが(Rothbard, 1963→1990, pp. 43-54)、しかし他方では、100%準備制度実現までの改善の策として、FRBおよび連邦預金保険機構の廃止、および金貨本位制の下でのフリーバンキング制度を提案している(Rothbard, 1994, pp. 145-51)。

45) この構想は、ロスバードによって、より自由主義的な方向で継承された。ロスバードは、一方では、古

ガーからミーゼスに至る貨幣論の発展を、自由な貨幣制度論の理論的継承およびフリーバンキング論への発展として解釈し、これを学説史的に再構成した点にある。もっとも、現代のフリーバンキング論がメンガーとミーゼスをどのように批判したり発展させたりしたのかについては、検討すべき課題として残されている。これについては今後の研究課題としたい。

謝辞

本稿作成にあたっては、北海道大学経済学部の岡部洋實教授と西部忠助教授よりご指導を賜りました。この場を借りて感謝の意を表し、深く御礼申し上げます。なお、本稿における誤りはすべて筆者の責に帰するものであります。

参考文献

- Cowen, Tyler and Kroszner, Randall, 1994, *Explorations in the New Monetary Economics*. Oxford: Blackwell.
- Dowd, Kevin, 1989, *The State and the Monetary System*. New York: St Martin's Press.
- ed., 1992, *The Experience of Free Banking*. London: Routledge.
- 1993, *Laissez-Faire Banking*. London: Routledge.
- Friedman, Milton, 1959=1963, *A Program for Monetary Stability*. New York: Fordham U.Press. (三宅武雄訳『貨幣の安定をめざして』ダイヤモンド社)。
- Glasner, David, 1989, *Free Banking and Monetary Reform*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Hayek, Friedrich A. von, 1976→1978=1988, *Denationalisation of Money*, 2nd ed. London: Institute of Economic Affairs. (川口慎二訳『貨幣発行自由化論』東洋経済新報社)
- Hodgson, G. M., 1993, *Economics and Evolution*. Cambridge: Polity Press.
- Horwitz, Steven, 1992, *Monetary Evolution, Free Banking, and Economic Order*, Colorado: West View Press.
- 池田幸弘 1996「ハイエクと制度進化の経済学——自生的秩序と国家——」『経済学史学会年報』第34号。
- Kresge, Stephen and Wenar, Leif ed., 1994=2000, *Hayek on Hayek: an Autobiographical Dialogue*, Chicago: the University of Chicago Press. (『ハイエク、ハイエクを語る』嶋津格訳、名古屋大学出版会)
- Menger, Carl, 1871=1999, *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre, Erster, allgemeiner Theil*, Wien: Wilhelm Braumüller. (安井琢磨・八木紀一郎訳、『国民経済学原理』日本経済評論社)
- 1883=1986, *Untersuchungen über die Methode der Sozialwissenschaften, und der Politischen Oekonomie insbesondere*, Leipzig: Verlag von Duncker & Humblot. (福井孝治・吉田昇三訳、吉田昇三改訳『経済学の方法』日本経済評論社)
- 1892, "On the Origin of Money," trans. by C.A.Foley, *Economic Journal*, No.6.Vol. II, pp.239-55.
- 1923=1984, *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre*, 2. Aufl., Leipzig: Hölder-Pichler-Tempsky A.G. (『一般理論経済学』——遺稿による『経済学原理』第2版——2, 八木紀一郎・中村友太郎・中島芳郎訳、みすず書房)。
- Mises, Ludwig, von., 1912→1924=1980, *Theorie des Geldes und der Umlaufmittel*, 2. Aufl. Leipzig: Verlag von Duncker & Humblot. (『貨幣及び流通手段の理論』東米男訳、日本経済評論社)。
- 1912→1980, *The Theory of Money and Credit*, trans. by H.E.Batson, Indianapolis: Liberty Classics.
- 1949→1966=1991, *Human Action: A Treatise on Economics*, 3rd revised edition, Chicago: Contemporary Books, Inc. (『ヒューマン・アクション』村田稔雄訳、春秋社)。
- O'Driscoll, G. P. Jr. and Rizzo, M. J., 1985→1996=1999, *The Economics of Time and Ignorance*, London: Routledge. (『時間と無知の経済学』橋本努他訳、勁草書房)。
- Polanyi, Karl, 1977=1980, *The Livelihood of Man* New York: Academic Press, Inc. (玉野井芳郎・栗本慎一郎訳『人間の経済 I——市場社会の虚構性——』岩波現代選書)。

- Rothbard, Murry N., 1963→1990, *What Has Government Done to Our Money?* Auburn: Praxeology Press of the Ludwig von Mises Institute.
- 1994, *The Case Against the Fed*, Auburn: the Ludwig von Mises Institute.
- Sechrest, Larry J., 1993, *Free Banking: Theory, History, and a Laissez-Faire Model*. Westport, Connecticut: Quorum.
- Selgin, George A., 1988, *The Theory of Free Banking: Monetary Supply under Competitive Note Issue*, Totawa, NJ: Rowman & Littlefield.
- 1996, *Bank Deregulation and Monetary Order*, London: Routledge
- Selgin, George A. and White, Laurence H., 1994, "How would the Invisible Hand Handle Money?", *Journal of Economic Literature*, Dec. 32, pp.1718-49.
- Smith, Vera C., 1936→1990, *The Rationale of Central Banking*, Indianapolis: Liberty Press.
- White, Laurence H. 1984→1995, *Free Banking in Britain: Theory, Experience, and Debate, 1800-1845*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 1989, *Competition and Currency : Essay on Free Banking and Money*, New York : New York University Press.